

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和44年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年9月まで

昭和44年3月末日で会社を退職してしばらくたった頃、A役場の職員という男性が自宅に来て、国民年金への加入を勧められたので、手元にあったお金で数か月分の保険料を支払った。未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年5月から同年7月までの期間については、厚生年金保険加入期間であるが、申立人の被保険者名簿及び年金手帳から当該期間は、申立人の手帳記号番号が払い出された46年11月当時、国民年金加入期間であったことが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和47年2月9日に44年10月から46年3月までの国民年金保険料を一括して納付していることが確認でき、このうち、44年10月から同年12月までの保険料については「附第13条」と記載されていること、及びこの時期は第1回特例納付期間であることから、申立期間のうち同年5月から同年9月までの国民年金保険料を併せて特例納付していたとしても不自然ではない。

さらに、国民年金被保険者台帳には、昭和44年10月から同年12月までの保険料について、「附第13条」と「現」納付の印が重複して押されており、申立人に係る行政側の記録管理が必ずしも適正に行われていたとは言い難い。

一方、申立期間のうち昭和44年4月については、申立人に手帳記号番号が払い出された当初から厚生年金保険加入期間であり、制度上、重ねて加入す

ることはできず、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、昭和 44 年 4 月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、同年 5 月から同年 7 月までの期間については、申立人は厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間が未納であることが分かった。申立期間当時、私は、夫が厚生年金保険加入者であったため、国民年金への加入が任意となる認識はあったが、国民年金制度発足に伴い自治会や婦人会の世話役の方が各家庭に国民年金への加入を積極的に働きかけていたので、国民年金に加入し、保険料をそれらの世話役の方に納付したことを覚えている。

国民年金制度発足時から加入していながら加入当初の 1 年間で未納であることに納得できないので調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金保険の加入者であったため、国民年金への加入が任意となる認識はあったが、国民年金制度の発足時から国民年金に加入したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金保険料の徴収が開始される前の昭和 36 年 1 月 20 日に申立人の兄夫婦と連番で払い出されていることが確認できることから、その主張内容に不自然さはみられない上、申立人は国民年金に対する関心が高かったことがうかがえる。

また、申立人及びその兄夫婦の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び国民年金手帳によると、申立期間当時において同じ敷地内の別棟に住んでいた申立人の兄夫婦については申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、申立期間より後の期間について申立人及びその兄夫婦の納付日が同日である期間が確認できることから、申立人の兄夫婦と一緒に保険料を

納付していた状況がうかがえ、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされていることは不自然と考えられる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間の保険料を納付できなかった事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 奈良厚生年金 事案 943

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月21日から同年8月19日まで

厚生年金保険の加入記録を調べたところ、昭和43年6月及び同年7月が未加入となっていることが分かった。この時期は1年間のC地出向から戻った時期であり、A社に継続して勤務しており、途中の2か月間だけ記録が無いのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業所からの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について確認できる資料は無いが、同僚の証言及び申立人が出向期間を1年間と記憶していることから、A社B工場における資格取得日を昭和43年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和19年6月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から22年7月1日まで

旧制学校卒業後、A社に入社し、昭和22年6月30日まで勤務した。申立期間について、労働者年金保険の記録がないので訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における労働者年金保険の被保険者記録は、労働者年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録において、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、18年4月1日に標準報酬月額が改訂された記録が確認できるが、資格喪失日の記録が無い。

しかしながら、B社から提出された人事記録に、昭和19年5月31日付けの申立人に係る勤務の記録が記載されていることから、申立人は少なくともこの日までは勤務していたことが確認できる。

これらのことから、申立人のA社における資格喪失日を昭和19年6月1日とすることが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和18年4月の労働者年金保険被保険者台帳の記録から80円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から22年7月1日までの期間について、当該事業所において、勤務していたことを確認できる資料は無く、申立期間に勤務していた同僚からも申立人の勤務を推認できる証言は得られ

なかった。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として当該期間に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係るA社B工場における資格取得日を21年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月2日から同年8月2日まで  
② 昭和21年2月1日から同年3月15日まで

昭和14年にC社に入社し、22年2月に退職するまで、途中二度応召することはあったものの、一貫してC社及びその傍系会社に勤務した。

途中、記録が途切れているのはおかしいので、調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、後継事業所には当時の記録は残されていないものの、申立人は「二度目の召集が解除された昭和20年9月26日より2、3か月はC社D店E局に勤務したが、E局が廃止となったため引き続きF社に勤務した。」と述べているところ、C社の社史において、『昭和21年1月にE局を廃止して総務部にG課とFを設けて、商品研究所を本部所属とする。』と記録されており、申立人の資格喪失日が昭和21年2月1日であることを考え合わせると、E局の廃止に伴って申立人の資格を喪失させ、申立人は、申立期間②において引き続きF社B工場に勤務していたことが推認でき、申立人の供述には信ぴょう性が認められる。

また、F社B工場が厚生年金保険の適用事業所となるのは申立人が勤務し始めたとする時期の約8か月後の昭和21年10月31日であることがオンライン記録により確認できること、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険

者名簿により、昭和 21 年 3 月 15 日に、関連事業所である A 社 B 工場において、被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立てに係る事業所は、F 社 B 工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、A 社 B 工場で資格を取得させる取扱いを行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、F 社 B 工場に勤務し、A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者として、保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の A 社 B 工場における資格取得日については、E 局が廃止され、申立人が C 社 D 店において資格を喪失した日と同日の昭和 21 年 2 月 1 日と認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の A 社 B 工場における昭和 21 年 3 月の記録から 100 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料②を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、一度目の応召解除後、しばらくは体調不良のため自宅療養をし、その後 C 社 D 店 E 局に復員したと述べているが、自宅療養を終えて当該事業所に再び勤務し始めた時期及び自宅療養期間中の給与の支払いについての記憶が曖昧である。

また、申立人が、申立期間①に勤務していたとする C 社に照会したところ、当該事業所には当時の記録は残されていない上、申立期間当時に申立人が一緒に勤務していたとする同僚を特定することができず、申立人の申立期間①における勤務状況及び保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 16 日から 41 年 4 月 26 日まで  
厚生年金保険の裁定請求の際、申立期間について脱退手当金を受給した  
ことになっていることを知った。  
脱退手当金の請求手続をした記憶が無いので支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年に再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しているところ、当該被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時、再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁（当時）の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所（当時）で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は確認できない。

また、申立人が昭和 48 年 1 月に別の事業所へ就職した際の厚生年金保険台帳記号番号は申立期間のそれと同一であるところ、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険の被保険者期間があることを自ら伝え、厚生年金保険被保険者証の再交付を受けたものと考えられることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、未納との回答であった。

しかし、申立期間については、集金人に 20 年間加入すると年金がもらえると勧められて国民年金に加入し保険料を納めていた。

また、実家の父が納付してくれていたようにも思う。その場合、二重に納付していたことになるのに、全く記録が無い。

申立期間の国民年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

役場の国民年金被保険者名簿により、昭和 55 年 3 月 12 日に申立人の国民年金の加入手続が行われ、53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を遡って納付していることが確認できることから、国民年金に加入する手続をした後に、納付可能であった期間について納付し、申立期間については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人を含む複数の者に対し、昭和 47 年 5 月 9 日に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が確認できるものの、当該年度において納付が確認できない者については、48 年 3 月 30 日に当該手帳記号番号が取り消されていることが確認できる。

さらに、申立人は、実家の父が納付していた可能性もあるとしていることから、申立人の婚姻前の住所地の役場にも照会したが、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立人の国民年金保険料が納付されていた状況はうかがえない。

加えて、申立人又はその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、未納との回答であった。  
しかし、申立期間については、集金人に 20 年間加入すると年金がもらえると勧められて国民年金に加入し保険料を納めていた。  
申立期間の国民年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

役場の国民年金被保険者名簿により、昭和 55 年 3 月 12 日に申立人の国民年金の加入手続が行われ、53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を遡って納付していることが確認できることから、国民年金に加入する手続をした後に、納付可能であった期間について納付し、申立期間については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人を含む複数の者に対し、昭和 47 年 5 月 9 日に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が確認できるものの、当該年度において納付が確認できない者については、48 年 3 月 30 日に当該手帳記号番号が取り消されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和34年4月から38年3月までの期間、39年1月から同年3月までの期間及び40年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年4月から38年3月まで  
② 昭和39年1月から同年3月まで  
③ 昭和40年10月から同年12月まで

申立期間①について、昭和34年4月から、自宅に集金に来ていた町役場の国民年金の担当者に母が保険料を支払っていたのを見ていた。申立期間②及び③についても、まだ親と一緒に住んでいた期間であり、ずっと母が支払ってくれていたことを記憶している。記録が未納となっているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年4月から、母親が国民年金保険料を納めていたとしているが、国民年金制度の発足は36年4月であり、それより前に保険料を納付することはあり得ない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月31日に払い出されていることが確認でき、これより前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃国民年金に加入したものと推認できる。

さらに、申立人は「町役場の国民年金の担当者が自宅へ集金に来ており、母が納付していた。その者には国民年金保険料のみを支払っていた。」と述べているが、当該役場に照会したところ、「通常、当役場の職員が国民年金保険料の徴収のために各戸を訪れることは無かった。」旨の回答が得られた。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和34年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から37年12月まで

私が20歳になった頃から、母が国民年金保険料と思われるお金を、自宅に来ていた集金人に支払っていたのを記憶している。未納となっている記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年4月から、母親が国民年金保険料を納めていたとしているが、国民年金制度の発足は36年4月であり、それより前に保険料を納付することはあり得ない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月20日に払い出されていることが確認でき、これより前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃国民年金に加入したものと推認でき、申立期間は国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年頃から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年頃から47年2月まで  
結婚後しばらくして友人ができ、国民年金の話を聞いて加入しようと思  
いA市役所B支所で加入手続をし、B団地内のC社又は郵便局で3か月ご  
とに国民年金保険料を納付した。D市に転居してからも納付は続けていた。  
確定した年月は分からないが納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月15日に払い出され、同年3月24日に任意加入で被保険者資格を取得しており、任意加入者は加入の申出をした日が資格取得日となることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間を含む昭和36年4月から47年3月までの期間に係るA市の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及びオンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時の申立人の友人からは申立人の申立期間に係る保険料納付に結びつく証言を得ることはできず、友人自身も申立期間は未加入期間である。

加えて、申立期間に居住していたA市、申立期間以前に居住していたE市には、申立人の申立期間に係る資料が無いため納付した事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで  
市役所から「今なら一括支払いができるから。」という書類が来たのをきっかけに国民年金に加入し、保険料を遡って6万5,000円ほど納付した。全ての期間納付したはずなのに未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続を行った頃に遡って全ての期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月1日付けで元夫と連番で払い出されており、当該時点において、申立期間の保険料は時効により、制度上納付することができない上、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同年5月に申立期間直後である52年4月から54年3月までの国民年金保険料として、5万9,160円を一括納付したことが確認できる。

また、申立人は国民年金保険料を6万5,000円ほど支払ったと申し立てているところ、昭和54年5月時点で納付可能である同年4月及び同年5月の保険料の6,600円と前述の過年度保険料を併せると6万5,760円となり、申立金額とほぼ一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで  
ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。申立期間は専業主婦であり、生活状況に変化はなく、資格喪失手続きをした記憶もない。当時子供二人を連れて銀行で納付した記憶がある。申立期間を通じて国民年金保険料を納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

被保険者原票照会回答票、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳により申立人の国民年金被保険者資格は昭和58年10月29日に喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、申立人が利用していた銀行口座の取引明細表によると、申立期間の直前である昭和58年9月までの国民年金保険料が出金されていることが確認できるものの、申立期間に係る保険料が出金された記録はなく、国民年金被保険者資格喪失手続きの際に口座振替が停止されたと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの期間及び4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年3月まで  
② 平成4年4月から5年3月まで

妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間について未納とされていることが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない上、申立人の妻も申立期間は未納と記録されている。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、平成元年1月から同年3月までの保険料は夫婦共に2年7月18日に過年度納付しており、3年9月から4年3月までの保険料は申立人が5年4月9日に、申立人の妻が同年4月1日にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、納付期間の保険料を納付期限までに規則正しく納付していたとは考え難い。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、加入手続、納付金額等についての記憶が不明である。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、平成2年1月から3年3月までの期間及び4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 平成2年1月から3年3月まで  
③ 平成4年4月から5年3月まで

私は、昭和45年1月から継続して、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から継続して、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間①、②及び③は未納とされていることが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない上、申立期間②及び③については申立人の夫も未納と記録されている。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、平成元年1月から同年3月までの保険料は夫婦共に2年7月18日に過年度納付しており、3年9月から4年3月までの保険料は申立人が5年4月1日に、申立人の夫が同年4月9日にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、納付期間の保険料を納付期限までに規則正しく納付していたとは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、加入手続、納付金額等について、申立人の記憶は不明である。

さらに、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月14日に払い出されており、この時点において、申立期間①の保険料は過年度保険料となるが、申立人の

夫が現在所持している国民年金手帳によると、申立人の夫は、申立期間①と同期間の保険料を同年4月7日に現年度納付していることが確認できることから、申立期間①において夫婦一緒には納付していなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 991

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 45 年 6 月まで  
20 歳の時は学生で下宿をしていたので、実家の母が昭和 38 年\*月頃に私の国民年金の加入手続をしたと聞いている。45 年 7 月に共済年金に加入するまで、実家の母が継続して保険料を納付してくれていたはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年\*月頃に母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると主張しているが、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号の払出しが見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられる上、ほかに国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、学生であった 20 歳の時には実家を離れて生活しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は既に他界しており当時の状況を確認することができないため、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間のうち昭和 41 年 5 月 26 日から 45 年 4 月 20 日までの期間は、申立人が A 市に住民登録していることが確認できるが、同市における当該期間の一般的な保険料の納付方法は集金であったことから、市外に居住していた申立人の母親が保険料を市外で納付することはできなかつたと推認される。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から41年11月まで  
20歳になった昭和38年\*月から40年9月までの国民年金保険料は、亡くなった父が納付してくれていた。また、父が亡くなってから41年11月に結婚するまでの期間は、自分で納付書を用いて納付していた。未納と記録されていることに納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった父親が昭和38年\*月から40年9月までの国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年2月10日に払い出されていることが確認でき、これより前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したと推認され、当該期間は未加入期間となることから、申立人の父親が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、父親が他界した後の昭和40年10月から結婚する41年11月までの期間については、申立人自身が保険料を納付したと主張しているが、上述のとおり、当該期間についても国民年金に未加入の期間となり、保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人は、当該期間の保険料の納付方法等についての記憶が不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月1日から同年12月1日まで  
② 昭和42年7月1日から43年1月1日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ在籍していた。両事業所とも在籍期間より厚生年金保険の加入期間が短いので、調査の上記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含む被保険者全員が同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間②について、B社は、昭和42年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時、同社に在籍していた被保険者全員が同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、公共職業安定所から、申立人が申立期間中に雇用保険の被保険者であった記録は無いとの回答があった。

加えて、両事業所とも40年以上前に廃業しており、事業主と連絡がつかなかった上、給与事務担当者も亡くなっていることから、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情が得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 948

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年8月24日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の説明を受けた。

申立期間の前に勤めた事業所の脱退手当金は、自身で手続をして受給した。しかし、申立期間の脱退手当金は請求手続をしていないし、受け取った記憶は無いので、支給されているというのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号は昭和38年6月28日に重複取消処理された記録があり、申立期間の脱退手当金が同年8月13日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定された昭和38年8月13日の直前の同年7月3日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は申立期間の前に勤務した事業所の脱退手当金については手続をして受給したと主張しているが、申立期間の前に脱退手当金が支給されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の前及び申立期間の事業所を基礎として脱退手当金が計算されており、その金額は、申立人が受給したと記憶している脱退手当金の金額とおおむね一致する。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 44 年 2 月頃まで  
昭和 41 年 9 月から 44 年 2 月までの期間、A社にB職として勤務していた。この期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において作業に従事していたとする現地作業場の所在地及び同じ発注元の傘下であった協力会社の名称など具体的な記憶を有しているものの、同社は平成 14 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立てに係る状況を確認できない。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、同名簿において、申立期間を含む前後の期間に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 950 (事案 454 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

昭和 14 年 11 月に学校を卒業し、A社(申立期間中にB社へ社名変更、現在は、C社)に入社した。株式会社化した後も継続して勤務し、終戦までは、主に軍の工事現場で現場監督をしていた。労働者年金保険制度の時から被保険者であったはずである。

前回の申立てにおいて、私は労働者年金保険の被保険者となる労働者ではなかったとの判断であったが、現場の作業員と共に軍の建設現場で建設作業に従事していたので納得できない。

当時は、自分でも知らないうちにD会のメンバーとされ、徴用を免れるなどの特殊な状況であったので、年金においても何か特別な取扱いがあったのではないかと思う。当時の世情についても十分考慮し、労働者年金保険被保険者だったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、労働者年金保険法における被保険者には、建設業に従事する者が含まれないこと、及びC社は「B社の社員は労働者年金保険の被保険者となる労働者には該当していなかった。」旨の回答をしていること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間においてD会のメンバーとなっていたことで労働者年金保険への加入についても特別な取扱いがあったのではないかと主張しているところ、D会会員名簿に記載のある会員の中に、労働者年金保険被保険者であった者は確認できなかった。

また、申立人が、申立期間当時にD会のメンバーであり、B社E支店長で

あったと記憶している者の氏名は、D会会員名簿において「F支部G班班長」として確認できるものの、この者が労働者年金保険被保険者であったことを確認することはできなかった。

さらに、D会結成要綱、同会会則等においても、会員の労働者年金保険への加入に関する記載は無く、同会と労働者年金保険制度との関連は確認できなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月 20 日から 55 年 10 月 21 日まで  
② 昭和 56 年 2 月 4 日から同年 8 月 21 日まで

申立期間当時の給与額が手取りで 25 万円前後と記憶しているが、標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業所別被保険者名簿により、申立期間当時同社に勤務していた複数の同僚は、申立人とほぼ同額の標準報酬月額で資格を取得し、その後の標準報酬月額の推移も同程度であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事実は見当たらない。

また、A社の事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額が相違していると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する昭和 56 年 4 月及び同年 6 月の B 社に係る給料明細書に

記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

また、給料明細書が無い昭和 56 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月及び同年 7 月についても、給料明細書がある同年 4 月及び同年 6 月とほぼ前後している月であり、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたものとするのが自然である。

さらに、B社の事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

なお、前述の 4 月分の給料明細書に記載された基本給が 18 万円であることから、B社はこの金額をもって申立人の資格取得時の報酬月額として届出を行ったものと推認できるが、昭和 56 年の報酬月額算定基礎届事務処理の際、同年 5 月から同年 7 月までの月を算定対象月とし、同年 8 月に標準報酬月額を 32 万円に改定する旨の被保険者月額変更届を行い一旦決定されたものの、申立人は同年 8 月に資格を喪失したため、この改定処理は取り消されていることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで  
A社を退職した当時、そもそも脱退手当金の制度自体を知らなかったし、社会保険事務所（当時）で脱退手当金の手続を行ったこともない。  
脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査をして脱退手当金の支給済期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと述べている。

しかし、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和36年9月27日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされた昭和36年9月27日の時点では、20年以上の厚生年金保険の加入期間が無ければ、年金を受給できなかったところ、申立期間の事業所を退職後、61年4月に国民年金の第3号被保険者資格を取得するまで公的年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 29 日から 8 年 10 月 1 日まで

私のA社B店における給与は、入社当時から基本給は18万円、手取額は最低でも22万円はあった。他の従業員と違って3か月の試用期間はなかったため、最初から新聞の求人内容とおりの給与額を支給されていた。

しかし、年金記録では実際の給与の半分の標準報酬月額になっているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B店で勤務していた当時の報酬月額は、18万円以上であったと主張しているところ、申立人から提出された雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から、申立人の離職日（平成8年9月30日）前の6か月間の給与額の平均が約21万円であったと推認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、また、A社本社に照会したが、「当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人に対する給与支払額及び保険料控除額については不明。」と回答しているため、事業主が源泉控除していた厚生年金保険の保険料額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の健康保険整理番号の前後37人のうち、資格取得時の標準報酬月額が申立人の標準報酬月額以下である者が7人いることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が同僚に比べて著しく低額であった状況は認められない上、申立人を含むこれら8人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が勤務していたA社B店の上司及び複数の同僚に照会を行ったところ、契約社員は18万円以上の給与を受給していたとする証言はあったものの、オンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料を上回る額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認できる資料等を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。